年度過誤納金還付金受領委任状

京都府自動車税管理事務所長　様

自動車登録番号

標板文字	車　種	カナ	番　号
京・京都			

車台番号

（下3桁）

還付事由　（該当事由に**必ず✓**をしてください）

□	令和　年　月　日 廃車(済・予定)	□	令和　年　月　日 重複納付	□	その他（　　）

私は、この自動車の自動車税・自動車取得税還付金の受領を下記の者に委任します。

令和　　年　　月　　日

納税義務者(委任者)

住　　所
(法人の場合は所在地)

氏　　名
(法人名及び代表者名)　　㊞

電話番号　（　　）　　－

記

※法人にあっては代表取締役印

受 任 者

住所又は所在地	〒　　－
氏名又は名　称	
電話番号	

振込先口座(口座振込希望の場合)　**※受任者名義の口座に限ります**

金融機関名及び支店名	金融機関名　　支店名（ゆうちょ銀行の場合は振込用支店名）		
口座種別	普通・当座・その他（　　）	口座番号	
口座名義(カタカナ)			

注意事項　（必ずお読みください）

1　**この委任状は納税義務者(委任者)が内容を確認の上、必要事項を記入してください。**
2　還付事由は✓をつけ、発生年月日を記入してください。発生年月日は廃車の場合は抹消登録日、重複納付の場合は２回目の納付日です。
3　納税義務者(委任者)が法人の場合は代表取締役印(登記印)を押印の上、印鑑証明書(写し)を添付してください。
なお、個人、法人を問わず、印鑑証明書が添付されていない場合は、納税義務者に直接確認することがあります。
4　当該年度の４月１日以降に名義変更で取得された方は納税義務者ではありません。
5　新規登録から１か月以内に抹消する場合には、この委任状に登録時の車検証の写しを添付してください。
6　提出された委任状は当該年度に限り有効です。
7　記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受理できません。
8　還付金の通知書の発送は還付原因発生後 40～60 日後です。
9　**還付金額は、他の未納の府税がある場合は充当後の金額となり、還付金が発生しないこともあります。**
10　**提出期限は下欄のとおりです。提出期限後の受理はできません。提出期限を過ぎますと、納税義務者に還付されます。**

備　　考

受　付　印

提 出 期 限

抹消登録前でも提出は可能ですので、早めに提出してください。抹消後の提出の場合は、**所定の期日に当所に必着するように**提出願います。

1 廃車によるものの提出期限

廃車登録日が

▼上旬（１日～15 日）の場合
→　同月 16 日から３営業日目

▼下旬（16 日～月末）の場合
→　翌月３営業日目

※営業日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日及び元旦から１月３日までの間を除く期間です。

2　重複納付によるものは、2 回目の納付があった日から３営業日目までに提出してください。

提 出 先　京都府自動車税管理事務所
〒612-8677　京都市伏見区竹田向代町５１―７
電話０７５－６７２－６１５５